

特定商取引に関する法律施行令の改正に係る消費者委員会への諮問について
(資金決済法改正に伴うもの)

平成 29 年 1 月
消費者庁取引対策課

1. 諮問の必要性

- 1 先般の第 190 回通常国会で「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 62 号。以下この法律によって改正された後の資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）を「改正資金決済法」という。）」が成立し、仮想通貨の売買等を行う「仮想通貨交換業」（改正資金決済法第 2 条第 7 項）を行う者に対する規制が整備。
- 1 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。）は、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売の 3 類型について、他の法律の規定によって消費者の利益の保護ができると認められる場合は適用除外としている（特商法第 26 条第 1 項第 8 号二）。
- 1 特商法第 64 条第 1 項の規定により、上記適用除外に関する政令の制定又は改正に当たっては、消費者委員会及び消費経済審議会（経済産業省）へ諮問することとなっているところ、今回、改正資金決済法に規定された仮想通貨交換業者による仮想通貨交換業について特商法施行令の適用除外の規定を検討する必要があることから、消費者委員会への諮問を行う。
(消費経済審議会への諮問は、別途、経済産業省が行う。)

2. 諮問事項

- 1 上記適用除外に関しては、当該他法令において主務大臣が消費者保護を目的とした是正措置を行うことが可能とされているもの¹を特商法の適用除外として措置している。資金決済法については、既に前払式支払手段発行者や資金移動業者等が行う商品の販売又は役務の提供について特商法の適用除外とされている。
- 1 改正資金決済法では、利用者保護の観点から、仮想通貨交換業者に対する誤認防止のための説明、契約の内容についての情報提供等（詳細は内閣府令で定められる予

¹ 消費者保護のための規制が整備されていること、当該規制に違反した場合の是正措置が整備されており、是正措置の発動が見込まれること、といった観点から判断している。

定)の措置を講じる義務(改正資金決済法第63条の10)や利用者財産の分別管理義務(改正資金決済法第63条の11第1項)等も規定されている。

また、仮想通貨交換業の利用者の利益を害する事実があると認められる場合には、「その利用者等を保護する」ため(改正資金決済法第1条(目的規定))、業務改善命令(改正資金決済法第63条の16)、さらに業務改善命令に違反した場合等には業務停止命令等(改正資金決済法第63条の17第1項)を発出することができることとされている。

そのため、改正資金決済法が規定する仮想通貨交換業については、主務大臣たる内閣総理大臣が消費者保護を目的とした是正措置を行うことが可能であると言える。

- 1 したがって、改正資金決済法に規定する仮想通貨交換業は、特商法の適用除外とする旨の特商法施行令の改正を行うのが適当であると考えるところ、消費者委員会に意見を伺いたい。

(注)今回追加される役務を特商法の適用除外とする場合の新旧対照表については別紙1参照。

以上

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）

改正案	現行
<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 四十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第三 三条第一項に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発行 するものに限る。）の販売又は役務の提供、同法第二条第三項 に規定する資金移動業者が行う同条第二項に規定する商品の 販売又は役務の提供、同条第八項に規定する仮想通貨交換業者 が行う同条第七項に規定する商品の販売又は役務の提供及び 同条第十三項に規定する指定紛争解決機関が行う同条第十四 項に規定する役務の提供</p>	<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 四十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号） 第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者が行う同法第 三条第一項に規定する商品（当該前払式支払手段発行者が発 行するものに限る。）の販売又は役務の提供、同法第二条第 三項に規定する資金移動業者が行う同条第二項に規定する商 品の販売又は役務の提供及び同条第八項に規定する指定紛争 解決機関が行う同法第九十九条第一項各号列記以外の部分に 規定する役務の提供</p>

特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）（抄）

（適用除外）

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一～七 （略）

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ 金融商品取引法・・・（中略）・・・に規定する役務の提供

ロ 宅地建物取引業法・・・（中略）・・・に規定する商品の販売又は役務の提供

ハ 旅行業法・・・（中略）・・・に規定する役務の提供

ニ イから八までに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

2～9 （略）

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項、第二十六条第一項第八号二、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号若しくは第六項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 （略）

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 62 号）による改正後の資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引、仮想通貨の交換等及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 （略）

2～6 （略）

7 この法律において「仮想通貨交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「仮想通貨の交換等」とは、第一号及び第二号に

掲げる行為をいう。

- 一 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
- 二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
- 三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理
をすること。

8～19（略）

（利用者の保護等に関する措置）

第六十三条の十 仮想通貨交換業者は、内閣府令で定めるところにより、その取り扱う仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認を防止するための説明、手数料その他の仮想通貨交換業に係る契約の内容についての情報の提供その他の仮想通貨交換業の利用者の保護を図り、及び仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（利用者財産の管理）

第六十三条の十一 仮想通貨交換業者は、その行う仮想通貨交換業に関して、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業の利用者の金銭又は仮想通貨と分別して管理しなければならない。

2（略）

（業務改善命令）

第六十三条の十六 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、仮想通貨交換業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第六十三条の十七 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて仮想通貨交換業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第六十三条の五第一項各号に該当することとなったとき。
- 二 不正の手段により第六十三条の二の登録を受けたとき。
- 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したとき。

2・3（略）